

令和 2 年度第 2 回文化財保護委員会議事録

1. 日時・場所

令和 3 年 2 月 10 日（水） 午後 3 時 30 分～5 時 45 分 第 5 会議室

2. 出席者

杉浦茂（委員長）、杉浦五一、松井節子、杉野丞、藤井智鶴、鷹巣純（以上委員）、宇野教育長、加塚教育部長、中野課長、近藤課長補佐、池崎、一柳

3. 議題

- (1) 市指定文化財の指定手続きについて
- (2) 市指定文化財の新規指定について
- (3) 市指定文化財の新指定候補について
- (4) 文化財案内板設置について

4. その他

- (1) 企画展「おひなさま展」（会期 2/6～3/28）のお知らせ
- (2) 報告事項

1. あいさつ

2. 議題

議題（1）市指定文化財の指定手続きについて

委員長：それでは議題（1）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料 1 に基づき説明する）

委員：同意書や諮問書等の様式は、全種別の文化財に対応する書式ですか。例えば、無形文化財の場合、員数や所有者は記載できないと思います。それぞれの種別に分けた様式を作成するか、指定調書番号を設けた上で各様式にそれを反映し、手続きを進められるとよいと思います。また、指定調書と各様式で文言を統一してください。もう 1 点は、指定調書内の 13 調書作成年月日ですが、情報の新しさを意味する調査年月日と、行政処理日を記載するという 2 つの意味があると思います。それが混合しているため、最終調査日と諮問日・答申日を分けて、両方記載してはどうでしょうか。

委員：他府県では、指定調書を作成する前の段階で「指定候補物件諮問調書」を作成しているところがあります。審議委員会では諮問調書に基づいて審議

を行い、答申する際に「指定調書」を作成しているようです。

議題（２）市指定文化財の新規指定について

委員長：それでは議題（２）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料２に基づき説明する）

委員：員数は横書きなので、算用数字でよいと思います。行政的な決まりがあるかは確認してください。

委員：「林桂山萬福寺誌」の内容について史料批判をおこないましたか。市史編さん事業を進めているため、中世担当者と情報共有を行ったうえで、永田氏が何を基に書いたものかなど内容の精査が必要だと思います。

委員長：裏書は年月日がはっきりしていますが、寺誌の内容については、断定的な表現ではなく、「寺誌によると」といった表現の方がよいと思います。

委員：寺誌を実際に確認しましたが、永田氏は実際に見た史料をそのまま記述する姿勢で書いており、自らの解釈と、史料の記述は分けて書いていますので、ある程度信頼できる史料だと感じます。市史編さん担当者と情報共有し、内容のすり合わせは行うべきです。

委員：史料の記述に委ねるのが適切かと思います。裏書によって資料を評価するとの内容ですが、絵画の様式的な年代と比定できるとなるとよいと思います。

委員：像が摩耗しているため年代を特定するのはかなり難しいものです。「別軸の裏書」と記載し、その時点で何により指定の判断したのかをより詳細に示しています。現在のわかる範囲の限界を記述し、後の調査でその内容を覆すことがあれば、その都度指定調書を見直すという姿勢でよいと思います。

委員長：事務局で内容をもう一度見直してください。今後どのように進めますか。

委員：市史の中世担当者に寺誌を一度ご覧いただいて、内容に問題がなければ手続を進めるということではよいのではないのでしょうか。

委員長：ではそのように事務局で進めてください。

議題（３）市指定文化財の新規指定候補について

委員長：それでは議題（３）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料３に基づき説明する）

委員：社寺建築の文化財の指定基準として、建立年代が一つ挙げられます。国の重要文化財では江戸前期以前のものが一般的で、中には江戸中期以降の特徴的な建物もあります。県指定、市町村指定では、少し年代が下がる傾向があります。もちろん、建物の由緒、規模、特質、保存状況等も重要です。今回の候補物件は、江戸時代と明治時代の社殿ですが、明治期のものは神仏分離の影響で江戸期の建物とは異なり、その特徴を判断する場合には、地域を広げて他の建物と比較した上で評価することが望まれます。

委員：本殿の年代で 18 世紀中頃の建築と説明がありましたが、何に拠ったのでしょ

うか。

事務局：岩田先生が作成した調書には、絵様の様式から判断できると記載があります。

委員：本殿の向拝の木鼻には唐草模様があり、その線の太さや渦の形等から江戸中期とみられます。この絵様は、江戸時代では20年程の区分で年代が判定でき、全国的にもほぼ共通の指標とされます。しかし、文化財として評価する際には、様式と史料から年代判定することが多く、棟札等の史料があることが望まれます。

委員長：現時点では判断できないため、地域の事例等を調査しながら継続審議ということでよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

事務局：市内の建造物調査はまだまだ不十分です。今後も引き続き調査・研究を進めていきたいと思います。

委員：八橋町無量壽寺内の日吉山王社や、来迎寺町御鋤神社なども含めて、明治期の市内の神社建築の流れが調査により明らかになるとよいと思います。

委員：八橋町にも日吉山王社について伝来があります。八幡社については、現地見学をして実際に見ることが大切です。

議題（4）文化財案内板設置について

委員長：それでは議題（4）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料4に基づき説明する）

委員：算用数字と漢数字が混在しているので、算用数字で統一したほうがよいと思います。また、17世紀後半に作られた絵図ということを最初に述べた方が読みやすいと思います。本陣については、幕府役人も宿泊者として重要なので入れたほうがよいと思います。また、永田清兵衛と書かれていますが、清兵衛の記述はどこからとっていますか。市史編さん室と情報共有ができていますか。

事務局：宿並図に清兵衛の記述があります。また、市史編さん室と相談した上で、永田家の本陣と記載する予定です。

委員：本陣の宿帳は県指定であるためその記載を入れたほうがよいと思います。また、御殿は元禄年中から宝永年中に倒壊したとありますが、年号の記載があったほうがわかりやすいと思います。

委員：絵図と現在の写真、また文中の関連性が見えにくいため、地図内と文中に番号を振るとわかりやすいと思います。また、地図と絵図の縮尺をある程度揃えるとみやすいと思います。

委員：看板の位置が奥まっているため見に来る人にわかるよう、入口に案内を設けてはどうでしょうか。また、児童遊園のため子供たちが遊ぶ際の安全面を考慮する必要があります。

委員：観光ガイドをする際の参考になるように、本陣の敷地と建坪がわかるように記載があるとよいと思います。

4 その他について

事務局：（報告事項について資料のとおり説明する）

事務局：報告事項について質問はございますか。

委員：市指定文化財の売茶遺墨群の調査は進んでいますか。資料の傷み具合がどうでしょうか。屏風などは傷みが激しいと思いますがいかがでしょうか。

事務局：遺墨群はただいま調書作成を進めている段階です。屏風に関しては専門業者を入れて痛みの状況を確認し、現在は展示を見合わせている状況です。

（17 時 45 分閉会）